

農林土木工事の執行に関する取組方針

—農林土木工事の安全かつ適正な執行のために—



福島県
農林水産部
農林技術課

策定の趣旨

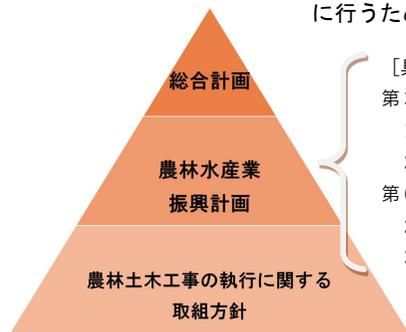
「農林土木工事の執行に関する取組方針」は、農林土木工事の安全かつ適正な執行を目的として「技術力の向上」、「危機管理体制の強化」への対応を掲げ、平成18年4月3日に策定しました。

その後、平成19年に「品質確保の強化」への対応を追加しました。また、建設業において深刻化する担い手不足等のため、働き方改革を推進するにあたり、施工体制の確保や発注者の技術力の向上が必要不可欠な事項であり、今後とも強化する必要があることから、令和3年に「施工体制の確保」への対応を追加しました。

令和6年6月に第3次担い手3法が成立したことから、取組方針の見直しを行い、農林土木工事の「施工体制の確保」「技術力の向上」「品質確保の強化」「危機管理体制の強化」に取り組みます。

方針の位置づけ

本県農林水産業振興の基本計画である「福島県農林水産業振興計画」に掲げる具体的な取組において、農林土木工事を安全かつ適正に行うための取組方針とします。



【具体的な取組】

- 第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進
 - 1. 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備
 - 2. 林業生産基盤の整備
- 第6節 活力と魅力ある農山漁村の創世
 - 2. 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮
 - 3. 快適で安全な農山漁村づくり

目指す方向性

方針1 施工体制の確保

工事現場の環境改善や作業効率の向上に取り組み、魅力ある建設工事現場を実現します。

- (1) 施工時期の平準化に向けた取組
- (2) 発注見通しの速やかな公表
- (3) 適正な工期設定
- (4) 働き方改革の推進と生産性の向上
- (5) 施工体制を考慮した設計積算

方針2 技術力の向上

農林事務所における技術検討委員会や現場研修等、若手職員の技術力を向上させる体制整備や中堅職員を含めた全体の技術力向上を図ります。

- (1) 技術検討委員会の活性化
- (2) 発注前における工事内容の十分な検討
- (3) 設計積算ミスによる入札事故の防止
- (4) 現場研修や所内研修会の実施

方針3 品質確保の強化

現場技術者の負担軽減に配慮しつつ、監督体制の強化や中間検査を積極的に活用します。

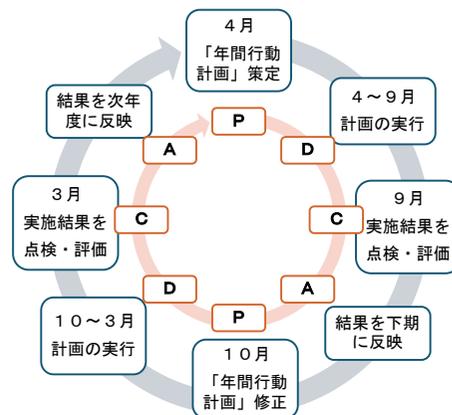
- (1) 施工計画書のチェックの強化
- (2) 複数での監督の強化
- (3) 若手職員への現場指導の強化
- (4) 誠実な協議の実施
- (5) 中間検査の実施
- (6) 竣工検査などの指摘・指導事項の周知徹底

方針4 危機管理体制の強化

工事現場の安全を確保するため、工程会議の活性化や安全パトロール等を行います。

- (1) 工程会議の活性化と施工計画書の入念な審査
- (2) 安全パトロールの実施
- (3) 緊急連絡体制づくり

進行管理



この方針を実効性のあるものとするため、農林事務所は、「年間行動計画」を策定し、行動します。行動計画は、PDCAサイクルに基づき、取組状況の適切な管理と評価を行います。